専任技術者一覧表

令和2年○月○○日

営業所の名称 本店	専任の技術者	土-9 解-7 、略号と資	設工事の種類と一9	有資格区分 13 1C 38 ↑
都城支店	^{202*} 黒 木 悟	±-9	分類く有資格 当するコードを ※解体工事業	Jは、専任技術者が有する資格 建設業法施行規則別表(二)の 各コード一覧参照>に従い、該 を記入してください。 を経過措置にて取得する際は ルファベット表記になります。 13
○ 土建大左と石屋電管タ鋼鉄舗し板ガ塗防内機熱電造さ建水消清 ・ 大左と石屋電管タ鋼鉄舗し板ガ塗防内機熱電造さ建水消清 ・ 大左と石屋電管タ鋼鉄舗し板ガ塗防内機熱電造さ建水消清 ・ 大左と石屋電管タ鋼鉄舗し板ガ塗防内機熱電造さ建水消清 ・ 本葉工工土事事事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・一般: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	建設業の場合 ・・・・・ 法第7条第2号イ該 ・・・・ 法第7条第2号 ハ ・・・・ 法第7条第2号 ハ ・・・・ 法第7条第2号 ハ ・・・ 法第7条第2号 ハ ・・・ 法第2号 ハ ・・・ 法第2号 ハ ・・・ 法第15卒条験 第2号 の ・・・ 法第15卒条験 第2号 の ・・・ 法第15卒条 の ・・・ 法第2号 の ・・・・ 法第2号 の ・・・・ 法第2号 の ・・・・ 法第2号 の ・・・・ 法第定 にの ・・・・ 法第定 にの ・・・・ 法所定 の ・・・・ は第4 イ ・・・・ は第5 で ・・・・ は第7条の ・・・・・・・ は第7条の ・・・・・ は第7条の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	当く実務経験(10年以 当く所定の国家資格等 び法第15条第2号口該 で法第15条第2号口該 では認定した場合と では認定した場合と で法第15条第2号口を では、第15条第2号口と では、第15条第2号口と では、第15条第2号口 では、第15条第2号口 では、第15条第2号口 では、第15条第2号口 では、第15条第2号口 では、第15条第2号口 を では、第15条第2号口 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条第2号 では、第15条 では を を を を を を を を を を を を を を を を を を	上)の場合> <pre></pre>
解体工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·····(解)			